

税務関係事務事業の取扱いについて

税務関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 28 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-4	税務関係事務事業の取扱いについて
1 前納報奨金は、合併を期に廃止する。 2 土地台帳・家屋台帳・公図の閲覧方法、手続き及び手数料は、現行のまま新町に引き継ぐ。 3 税の証明書の取扱い及び手数料は、現行のまま新町に引き継ぐ。 4 納税組合に係る事務の取扱いについては、両町に大きな違いがあるため、納税組合を存続させた場合及び廃止も含めて、十分に時間をかけ慎重に検討し、新町発足後において調整する。		

平成 16 年 7 月 28 日 (確認) 継続審議